

関町特別養護老人ホーム 利用料金

(2018年4月1日～ 介護保険負担割合証1割の方)

★多床室（2名～4名部屋）（1単位は10.90円）（計算方法により、数円の誤差あり）

	1日あたり 基本報酬単位	1日あたり 基本部分金額①	1日あたり 居住費②	1日あたり 食費③	①+②+③の 合計	月額（31日）
要介護1	557単位	608	840	1380	2828	87,668円
要介護2	625単位	682			2902	89,962円
要介護3	695単位	758			2978	92,318円
要介護4	763単位	832			3052	94,612円
要介護5	829単位	904			3124	96,844円

ア

★従来型個室（1名部屋）

	1日あたり 基本報酬単位	1日あたり 基本部分金額①	1日あたり 居住費②	1日あたり 食費③	①+②+③の 合計	月額（31日）
要介護1	557単位	608	1150	1380	3138	97,278円
要介護2	625単位	682			3212	99,572円
要介護3	695単位	758			3288	101,928円
要介護4	763単位	832			3362	104,222円
要介護5	829単位	904			3434	106,454円

★加算項目（上記月額料金にプラスされます）

加算項目	内容	報酬（単位）	日額	月額（31日）
個別機能訓練加算	基準を満たし、個別機能訓練計画を作成、実施	12単位	13円	403円
看護体制加算Ⅰ 2口	看護職員の配置が基準を満たしている	4単位	5円	155円
看護体制加算Ⅱ 2口		8単位	9円	279円
夜勤職員配置加算Ⅰ 口	夜勤職員の配置が基準を満たしている	13単位	15円	465円
日常生活継続支援加算Ⅰ	入居者様の要介護度や認知症の割合、介護職員の配置が基準を満たしている	36単位	40円	1240円
精神科医療養指導加算	精神科医師が定期的に療養指導している	5単位	6円	186円
栄養マネジメント加算	基準を満たし、栄養ケア計画を作成、実施	14単位	16円	496円
口腔衛生管理加算	基準を満たし、口腔ケア計画を作成、実施	30単位		33円
			合計	3257円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	毎月利用した合計単位数の1000分の83 × 1単位当たりの単価（10.90円）			合計金額の1割の負担

イ

★その他の加算項目（該当される場合、上記月額料金にプラスされます）

加算項目	内容	報酬（単位）	日額
初期加算	①新規入所日から30日間まで または、②30日以上入院後、再入所した場合	30単位	33円
排せつ支援加算	排せつ支援が必要な方が一定の条件をみたし本人が望んで原因分析と支援計画の作成と評価を行う場合	100単位	109円 （月額）
褥瘡マネジメント加算	入居者発症の褥瘡リスクについてモニタリング指標に基づいて少なくとも3か月に1回実施し提出することを条件としてリスクのある入居者に対して褥瘡ケア計画を作成し管理を実施する場合	10単位	11円 （月額）
低栄養リスク改善加算	栄養ケア計画書を実施しており食事の観察や食事栄養調整等を行った場合 原則6か月に限る。	300単位	327円 （月額）
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し入所時と異なる栄養管理が必要となった場合で医療機関の管理栄養士と相談のうえで栄養ケア計画を作成し再入所を行った場合	400単位	436円 ※1回限り
外泊時費用加算	外泊や入院した場合、月6日を限度として	246単位	269円
経口維持加算Ⅰ 経口維持加算Ⅱ	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に特別な管理が行われた場合	400単位 100単位	436円 109円 （月額）
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対して助言指導を行った場合	90単位	99円 （月額）
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ移行するために栄養管理を行った場合	28単位	31円
看取り介護加算Ⅰ 看取り介護加算Ⅱ	看取りを行った場合、死亡日以前4日以上30日以下	144単位 144単位	157円
	死亡の前日、および前々日	680単位 780単位	742円 851円
	死亡日	1280単位 1580単位	1396円 1723円

★実費にていただくもの

預かり金管理費	4か月1000円
理容（カット）	1回1500円
理容（顔そり）	1回1100円
美容（カット）	1回1500円
予防接種、薬代、診療費など	実費
日常生活用品	実費
希望による趣味活動などの参加	実費

ウ

★介護保険負担限度額認定証

・課税状況や年金収入の状況にて、居住費や食費が軽減されます。

料金合計⇒ ア+イ+ウ

区分	居住費		食費
	多床室	個室	
第1段階	0円	320円	300円
第2段階	370円	420円	390円
第3段階	370円	820円	650円
減額なし （通常）	840円	1150円	1380円

例) 介護度5 多床室 負担割合1割 減額なし 約 月額合計 100,101円 + 処遇改善 + ウ
例) 介護度5 多床室 負担割合1割 減額3段階 約 月額合計 62,901円 + 処遇改善 + ウ
例) 介護度5 多床室 負担割合1割 減額2段階 約 月額合計 54,841円 + 処遇改善 + ウ
例) 介護度5 多床室 負担割合2割 減額なし 約 月額合計 131,382円 + 処遇改善 + ウ

★社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

・預貯金や年金収入の状況にて、区市町村から交付を受けた方は、居住費や食費が25%軽減されます。

練馬区 特別養護老人ホームの申し込みについて

H30年4月版

特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム」という。）は、「要介護3～5の認定を受けた方」や「要介護1・2の認定を受け特例基準に該当する方」で、自宅での生活が困難な高齢者を対象とした入所施設です。練馬区では入所基準を定め、入所の必要性が高い方から入所できるよう、特養ホームごとに入所申込者名簿を作成し、入所待ちの方の順位を決めています。

1 申し込み方法

- (1) 特養ホームへの入所を希望する方は、まず要介護認定の申請を行ってください。
- (2) 要介護3～5の認定を受けた方
お手元に、要介護認定結果の記された介護保険被保険者証が届きましたら、希望される特養ホームに直接お申し込みください。
- (3) 要介護1・2の認定を受けた方
下記の特例基準に該当することを確認できた場合に、区内の特養ホームへのお申し込みが可能となります。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへご相談ください。
【特例基準】
 - ① 知的障害・精神障害等を伴って、地域での安定した生活を続けることが困難な方
 - ② 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が困難な方
 - ③ 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要な方
 - ④ 独居や老老介護などで介護できる家族が近くになく、在宅での生活が困難な方
- (4) お申し込みの際は、「入所申込書」に介護保険被保険者証のコピーを添付して、特養ホームにご提出ください。身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、それらの手帳のコピーもご提出ください。また、要介護1・2の方は、区が特例基準該当者であると確認した旨が記載された「特例入所理由書」も添付してください。
- (5) 同時に複数の特養ホームに申し込むこともできます。
- (6) 練馬区外の特養ホームに申し込むこともできます。区外の特養ホームの所在地・連絡先は地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーにお問い合わせください。
- (7) 1月1日現在、練馬区内に住民登録のなかった方は、1月1日現在の住所地の課税証明書もご提出ください。ご提出がない場合、優先順位が低くなります。

2 入所申込書の有効期間

入所申込書は、申込時点での要介護認定の有効期間内において有効です。このため申込時の要介護認定期間が終了した時点で申込書の有効期間も終了となるので、更新や区分変更申請で要介護認定期間が更新された場合には、あらためてお申し込みが必要となります。また区内特養ホームに入所後に、他の区内特養ホームへの変更を希望する場合もあらためてお申し込みが必要となります。

3 入所順位

- (1) 区内の特養ホームおよび東京武蔵野ホームでは、申し込みされた方を入所申込者名簿に登載し、順位の高い方から入所の契約をしていきます。
- (2) 順位は、本人の状況、介護者の状況、住宅の状況について指数を付け、それを合計して、決めていきます。指数が同じ場合、住民税額が低額の世帯の方を優先します。

- (3) 病院への入院等のため特養ホームを一度退所し、(病気回復などで)再度申し込むときには、その旨を特養ホームにお申し出ください。

4 入所契約

- (1) 待機していますと、希望している特養ホームから入所の意思確認の連絡があります。希望される場合には施設の職員が面接に伺います。
- (2) 問題が無ければ入所契約になりますが、入所に際しては感染症の検査などを受けていただく場合があります。

5 費用

要介護度と居室によって異なります。おおむね、5～18万円程度(介護費用の1割もしくは2割+居住費+食費+日常生活費)が見込まれます。また、所得の低い方には、介護費用・居住費・食費の減額制度があります。

6 入所申込者名簿の扱いについて

- (1) 練馬区内の複数の特養ホーム(東京武蔵野ホームを含む、以下同じ)に申し込みされている方が、いずれかの区内特養ホームに入所された場合、他の区内特養ホームの入所申込者名簿から除外させていただきます。
- (2) 要介護3以上の方が、要介護2以下に区分が変わった場合や要介護認定期間が満了した場合には、入所申込者名簿から除外させていただきます。ただし、特例入所基準に該当する要介護1・2の方は、入所対象者になりますので、地域包括支援センターへ相談してください。
- (3) 病院、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設および練馬区外の特養ホームに入所されている方については、入所基準に該当する限り、入所申込者名簿に登載されます。自宅で生活していた方が、新たにこれらの施設に入所した場合には、申し込みいただいている全ての特養ホームに待機を継続する旨をご連絡ください。
- (4) 練馬区内のいずれかの特養ホームで順番が来て、入所の連絡があったときに入所契約をされなかった場合は、その特養ホームの入所申込者名簿から除外させていただきます。(病気などで一時的に入所できない場合は別ですので、特養ホームに事情をお伝えください。)入所契約をされなかった施設以外の、申込み中の他の区内の特養ホームの入所申込者名簿には引き続き登載されています。
- (5) 区外への転出等により練馬区の住民でなくなった方については、入所申込者名簿から除外します。ただし、一時的な転居(仮住まい)等の場合は入所申込者名簿の登載は続きますので、担当の地域包括支援センターにご連絡ください。なお、区内での転居の場合は変更ありません。
- (6) 区内の特養ホームへの入所や、区外への転出による入所申込者名簿からの除外は、入所申し込みの権利を失うものではありません。あらためていずれかの特養ホームに申し込むことが可能です。

7 現況(変更)の報告

ご本人の状況や介護者・家族の状況等に変更があった場合は、すみやかに申込みをされた特養ホームにご連絡ください。

お問い合わせは

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへお問い合わせください。